

○財務省告示第三百七十九号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十一月四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 藤井 裕久

(別表)

										動券利 ・へ付 物國 年価庫 連債	称國 債 の 名	
第八回			第六回							第四回	第二回	記号
四億円	四十九億円	五億円	四億円	十億円	二十七億円	十二億円	十七億円	四億円	十億円	二億円	総額 額面金額の	
九十二円四十八銭	九十二円六十九銭	九十二円六十五銭	九十二円六十四銭	九十一円六十三銭	九十一円六十二銭	九十一円六十銭	九十一円五十八銭	九十一円五十七銭	九十六円九十七銭	九十六円八十三銭	たり額 面の買入 金額百円 当	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	第十二回	第十五回	〃	〃	第十五回	〃	〃	〃	〃
三億円	八十二億円	百六十八億円	四十億円	三億円	十億円	八億円	三十億円	三億円	十五億円	四億円	十億円	百三億円	一億円	十一億円	十億円	一億円	一億円
九十二円七十七錢	九十二円七十五錢	九十二円七十四錢	九十二円七十三錢	九十二円七十二錢	九十二円七十一錢	九十二円七十一錢	九十二円六十九錢	九十二円六十九錢	九十二円五十九錢	九十三円十九錢	九十二円十九錢	九十二円九十九錢	九十二円八十九錢	九十二円八十九錢	九十二円六十四錢	九十二円五十九錢	九十二円五十八錢

合	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	〃	〃
億一千二百十五	三十億円	十億円	六十二億円	十二億円
	九十二円九十四錢	九十二円八十九錢	九十二円八十八錢	九十二円八十三錢